

公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 16 日

第一管区海上保安本部長

澤井 俊 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 北海道檜山振興局
 - (2) 住所 北海道檜山郡江差町字陣屋町 336-3

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 北海道奥尻郡奥尻町沖合 (付図のとおり)
 - (2) 期間 令和 6 年 8 月 10 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
(うち 10 日間程度)

- 3 水路測量の実施方法
G N S S による測位、音響測深機による水深測定

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を掲げる。
 - (2) 一管区水路通報にて周知する。

